

# 小規模企業共済制度の 平成31年度付加共済金の支給率について

平成31年3月13日

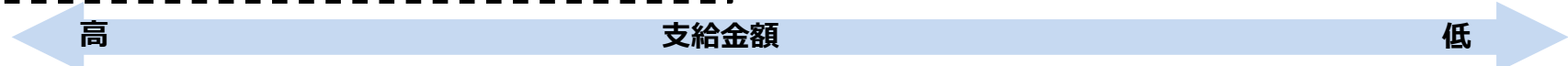
中小企業庁

小規模企業振興課

# 1. 小規模企業共済制度の概要

- 小規模企業の個人事業主や会社の役員が、廃業・退職後の生活の安定等を図るための資金として積み立てを行う共済制度。運営主体は、(独)中小企業基盤整備機構。
- 現行制度では、個人事業の廃止、会社等解散など廃業に至る場合について、A共済事由として最も手厚い共済金を支給。また、B共済事由として老齢給付の仕組みを設けている。

- 加入資格：小規模企業の個人事業者、会社役員
- 制度開始：昭和40年12月
- 在籍者数：138.1万人(平成30年3月末)
- 資産総額：9兆4,125億円(平成30年3月末)
- 月額掛金：1千円～7万円(在籍者平均：4.2万円)
- 共済金等総支給額：5,058億円(平成29年度)  
(共済金平均支給額：1,087万円)



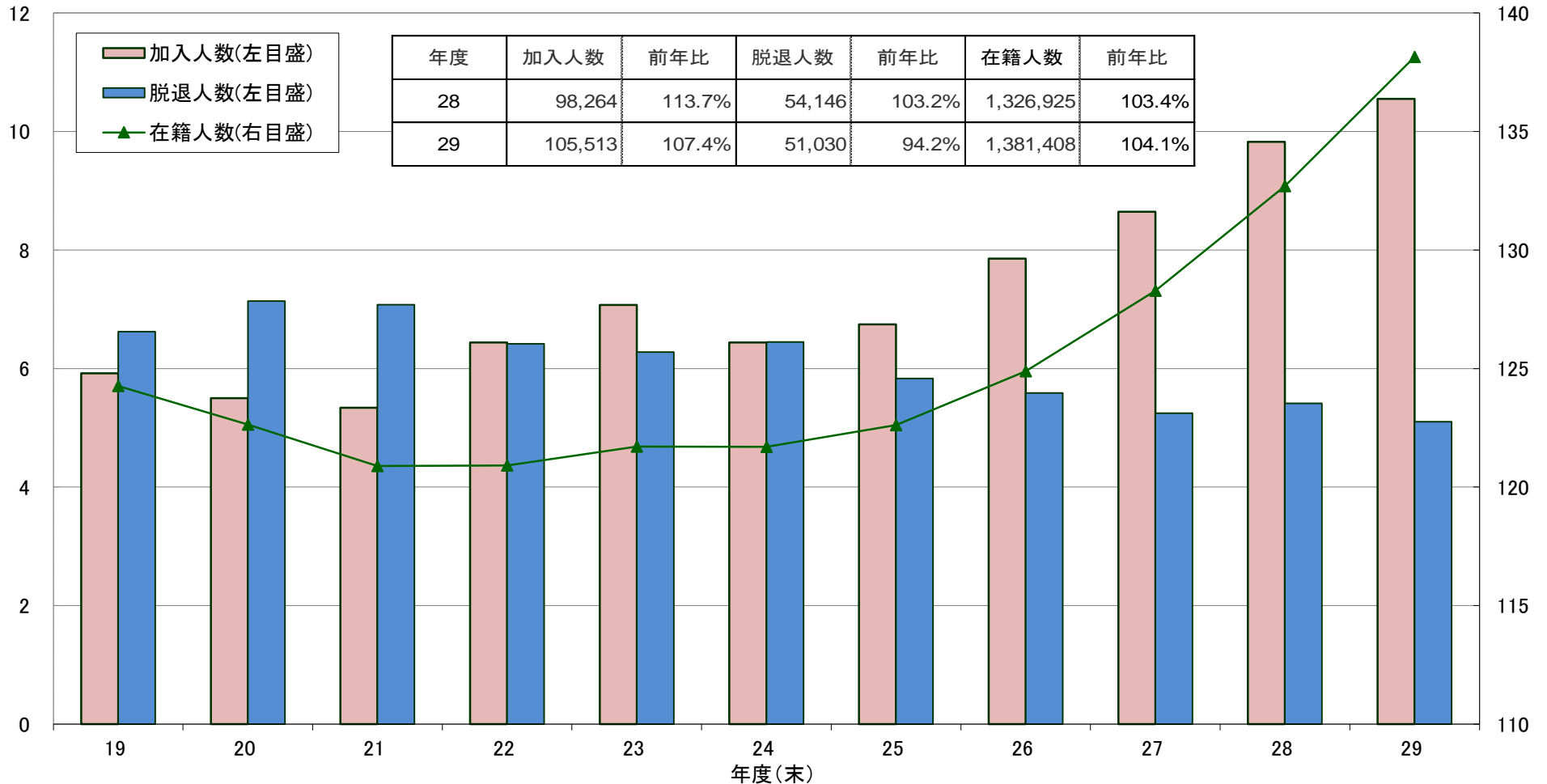
	<b>A 共済事由</b> 受取金額は、掛金を概ね1.5%で複利計算した元利合計額に相当。	<b>B 共済事由</b> 受取金額は、掛金を概ね1.0%で複利計算した元利合計額に相当。	<b>準共済事由</b> 受取金額は、掛金納付年数が18.5年までは掛金合計額、それ以降は共済金Bの91%相当額。	<b>解約事由</b> 受取金額は、掛金総額の80%～120%で、20年未満の解約の場合、掛金総額を下回る。
<b>個人事業者 (共同経営者を含む)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 個人事業の廃止 (注) 複数の事業を営んでいる場合は、すべての事業を廃止したことが条件となる。</li> <li>● 死亡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 老齢給付 (65歳以上で180か月以上の掛金を納付)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 法人成りし、その会社の役員に就任しない場合</li> <li>● 法人成りし、その会社の役員に就任した場合(役員たる小規模企業者となったときを除く)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 12月以上の掛金の滞納、共済金等の不正受給</li> <li>● 任意解約</li> <li>● 法人成りし、その会社の役員たる小規模企業者となった場合</li> </ul>
<b>会社等役員</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 会社等の解散</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 老齢給付 (65歳以上で180か月以上の掛金を納付)</li> <li>● 会社等役員の65歳以上による退任</li> <li>● 会社等役員の死亡、疾病、負傷による退任</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 会社等役員の退任 (死亡、疾病、65歳以上、負傷、解散を除く。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 12月以上の掛金の滞納、共済金等の不正受給</li> <li>● 任意解約</li> </ul>

## 2. 加入・脱退・在籍者数の推移

- 加入人数は近年は6～10万人で推移。平成22年以降、加入者数と脱退者数が逆転し、在籍人数は増加に転じている。
- 平成26年度以降は加入が脱退を大きく上回っている。

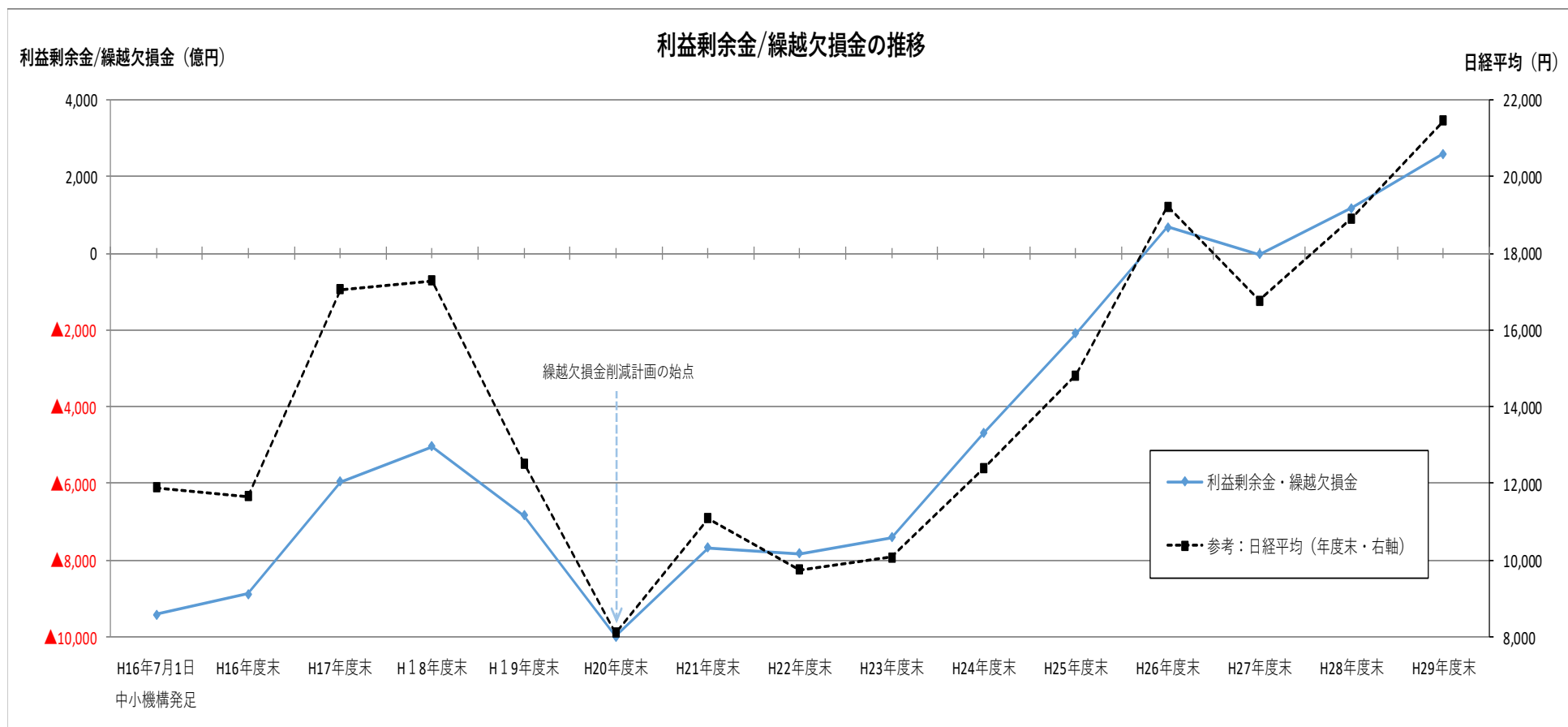
加入脱退人数(万人)

在籍人数(万人)



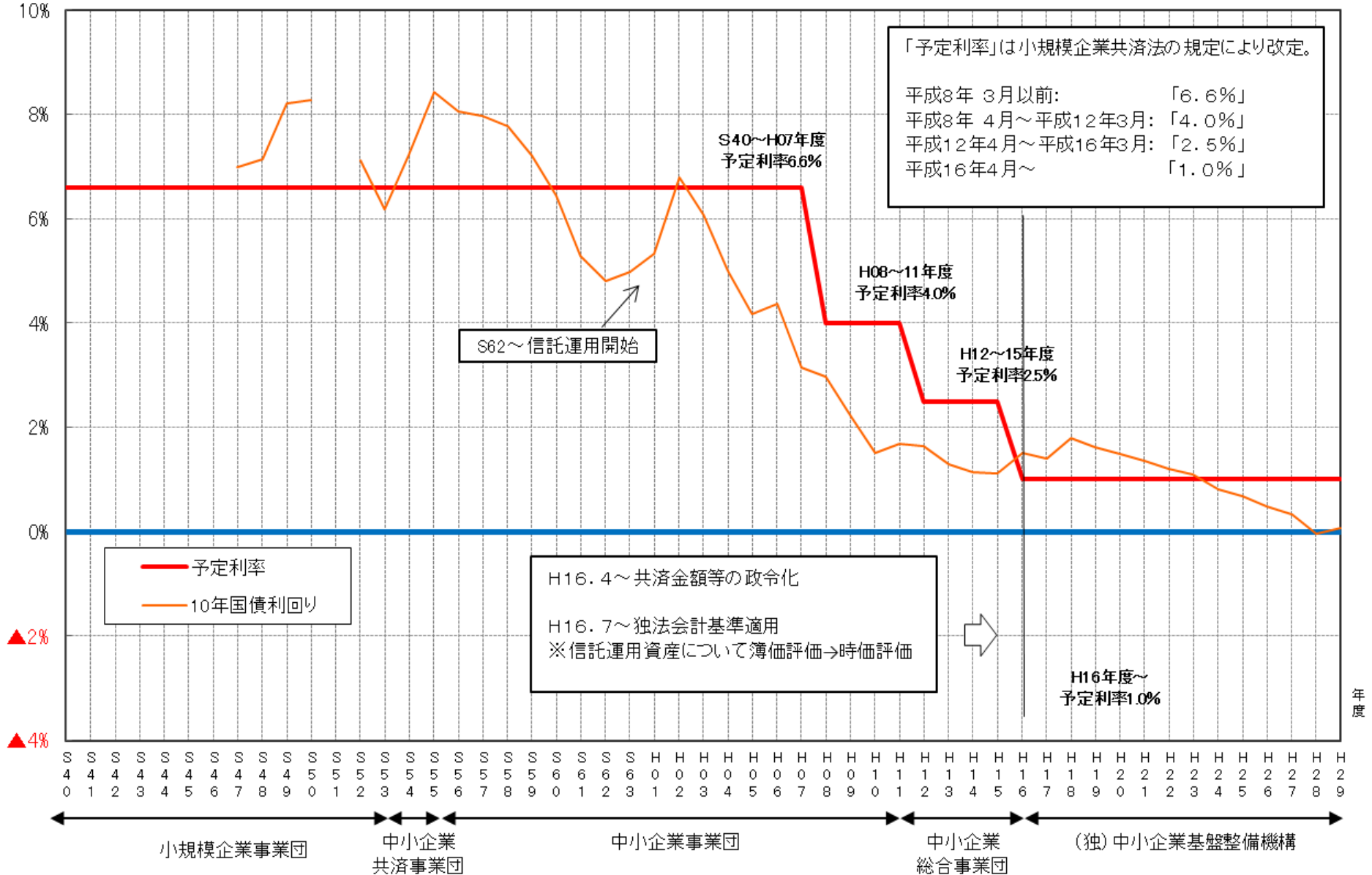
### 3. 利益剰余金・繰越欠損金、株価の推移

	H16年7月1日 中小機構発足	H16年度末 (7月～3月)	H17年度末	H18年度末	H19年度末	H20年度末	H21年度末	H22年度末	H23年度末	H24年度末	H25年度末	H26年度末	H27年度末	H28年度末	H29年度末
利益剰余金・ 繰越欠損金	▲9,420	▲8,883	▲5,955	▲5,026	▲6,830	▲9,982	▲7,680	▲7,820	▲7,411	▲4,700	▲2,083	683	▲25	1,180	2,587
日経平均	11,896.01	11,668.95	17,059.66	17,287.65	12,525.54	8,109.53	11,089.94	9,755.10	10,083.56	12,397.91	14,827.83	19,206.99	16,758.67	18,909.26	21,454.30



# 4. 金利及び運用利回りの推移

予定利率・10年国債利回り



## 5. 小規模企業共済制度の付加共済金の概要

- 共済金の額は、予定利率に対応した固定額の「基本共済金」と、実際の運用収入等に応じて支給される「付加共済金」の合計額として算定。
- 「付加共済金」は、運用収入等の状況に応じて毎年度定められる「支給率」を基に、基本共済金に上乘せされる。
- 「付加共済金」は、平成8年の制度導入以降、平成30年度に初めて支給を実施。

### 共済金の支給イメージ

付加共済金  
(毎年度計算)

基本共済金  
(固定額※)

※掛金納付月数及び共済事由に応じ政令で定める金額により計算。

## 付加共済金の支給率を決定するための計算方法

### (1) 「支給率の基準となる率」の算定

$$\text{支給率の基準となる率} = \frac{\text{①付加共済金原資額 (当該年度末の剰余金見込額)}}{\text{②仮定共済金等の発生見込総額}}$$

#### ① (分子) 付加共済金原資額 (施行規則第10条の2第1項)

直近実績 (運用資産においては平成31年1月末実績) に基づいて、運用収入・掛金等収入、共済金等の支払いに充てる額、責任準備金に積み増す額及び給付経理から業務等経理への繰入額を推計して得た、平成31年度末の剰余金見込額。

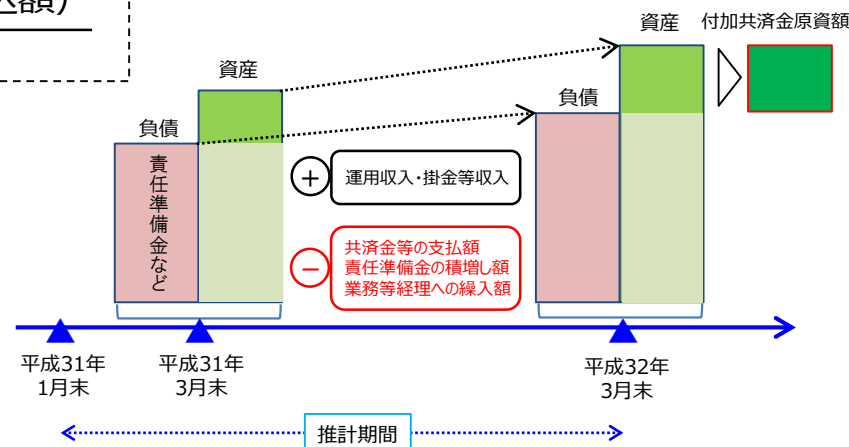
#### ② (分母) 仮定共済金等の発生見込総額 (施行規則第10条の2第2項)

平成31年度の仮定共済金額及び仮定解約手当金額に、共済事由別の将来発生割合を乗じて得た金額の合計額。

仮定共済金額及び仮定解約手当金額：すべての共済契約者が基準月※において脱退したと仮定した場合、それぞれの共済事由が生じたものとみなして支払われる共済金及び解約手当金の額。

※ 基準月：掛金納付月数が「36月」又は「36月+12月の整数倍の月数」となる各月。

### 付加共済金原資額の算定イメージ



### (2) 「支給率」の決定

上記 (1) で算定した率を基準としつつ、当該年度以降の運用収入の見込額その他の事情を勘案して、支給率を決定する。

## 6. 「支給率の基準となる率」の算定

以上①、②から、③「支給率の基準となる率」を算定すると0.02528となる。

$$\begin{aligned} \text{(支給率の基準となる率)} &= \frac{\text{①付加共済金原資額（平成31年度末の剰余金見込額）}}{\text{②仮定共済金等の発生見込総額}} \\ &= \frac{2,071\text{億円}}{8兆1,925\text{億円}} \\ &= \boxed{0.02528} \end{aligned}$$

## 7. 「支給率」の決定に当たっての「その他の事情を勘案」について

6. で算定した率を基準としつつ、「当該年度以降の運用収入の見込額その他の事情を勘案して」、付加共済金の支給率を決定する。（小規模企業共済法第9条第5項）

### (1) 14ヵ月の推計リスクについて

平成31年1月末の委託運用資産額を基準に14ヵ月後の平成32年3月末の利益剰余金を見込むため、委託運用資産の期待収益率と標準偏差から推計期間のリスク（変化額）を算出

正規分布における事象の発生確率

#### ▲ 2σ水準の推計リスク

▲ 3,092 億円

水準	水準以下に含まれる確率 (発生頻度)	損失見込み額
▲1σ	15.87% (6年に1度程度)	1,209億円以上
▲2σ	2.28% (40年に1度程度)	3,092億円以上
▲3σ	0.14% (700年に1度程度)	4,975億円以上

### (2) 目標積立（留保）額について

#### 第8回中小企業政策審議会 経営支援分科会（平成28年3月）

平成28年度「付加共済金の支給率」について（案）

(2) 28年度以降の運用収入の見込み額その他の事情について

①第5回共済小委員会（平成27年12月14日）において、共済制度の信頼性を保つために付加共済金原資を1/2とし、残りの1/2を留保することとした。

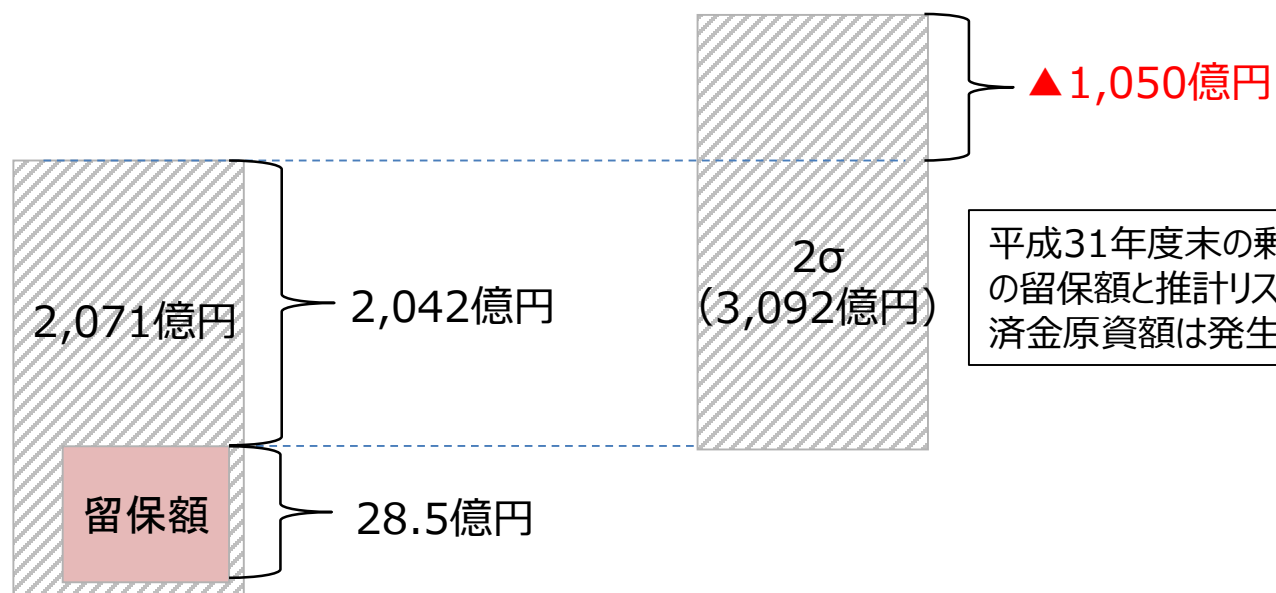


## 8. 付加共済金に充てるべき額（まとめ）

- ◆ 平成30年度の付加共済金を支給することとした際の留保額（**28.5億円** 平成30年度の付加共済金原資額から、推計リスク2σ分を控除した残りの1/2）を平成31年度末の剰余金見込額（**2,071億円**）から控除する。
- ◆ 平成30年度の付加共済金を支給することとした際の留保額を控除した後の平成31年度の付加共済金原資額（**2,042億円**）から、推計リスク2σ分（**3,092億円**）を控除した結果、**▲1,050億円**となるため、平成31年度の付加共済金は発生しない。

平成31年度末  
剰余金見込額

推計リスク  
控除額



平成31年度末の剰余金見込額から過年度の留保額と推計リスクを控除すると、付加共済金原資額は発生しない。

過年度の留保額は、剰余金見込額から控除する。

## 9. 平成31年度の付加共済金の支給率の決定

### 付加共済金の支給率（案）

- 平成31年度の付加共済金の支給率は「0」とする。

# 中小企業政策審議会中小企業経営支援分科会共済小委員会委員名簿

荒牧 知子	荒牧公認会計士事務所 公認会計士
井出 満徳	三井住友信託銀行株式会社 年金信託部 主管
	公益社団法人日本アクチュアリー会 副理事長
伊藤 麻美	日本電鍍工業株式会社 代表取締役
大橋 和彦	一橋大学大学院経営管理研究科 教授
小野 正昭	みずほ信託銀行年金研究所年金研究チーム 主席研究員
加々美博久	加々美法律事務所 弁護士
柏木 京子	有限会社オフィス柏木 代表取締役
	神奈川県商工会女性部連合会 会長
鹿住 倫世	専修大学商学部 教授
河原 光雄	株式会社東京商工リサーチ 代表取締役社長
黒川みどり	株式会社ラ・ヴェール 代表取締役
須長 祐二	株式会社三井住友銀行 エリア企業部 グループ長
堤 香苗	株式会社キャリア・マム 代表取締役
林 智子	全国社会保険労務士会連合会 理事
平川 茂	税理士法人平川会計パートナーズ 税理士
深澤 勝	町田商工会議所 会頭
前山 浩	独立行政法人勤労者退職金共済機構 監事
宮武 宏典	日本生命保険相互会社団体年金部退職給付コンサルティング担当部長
◎山本 和彦	一橋大学大学院法学研究科 教授

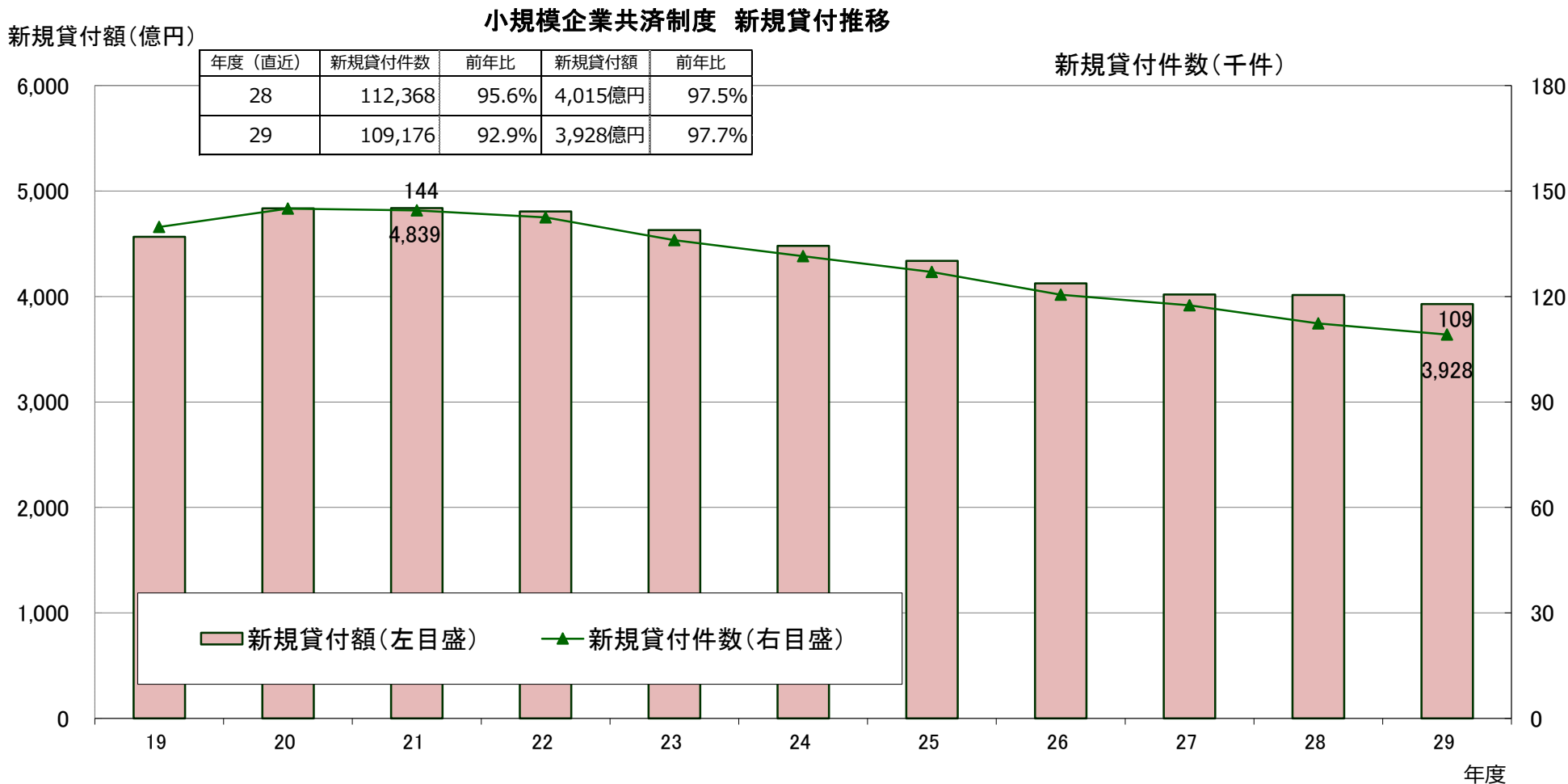
以上18名

(敬称略、五十音順)

◎ 委員長

# 【参考】小規模企業共済貸付制度について（貸付の推移）

- 掛金の納付期間に応じた貸付限度額の範囲内（掛金の7割～9割）で、事業資金等を借り入れることができる制度。
- 貸付件数は平成20年度、貸付額金額は平成21年度をピークに減少傾向。



※ 契約者貸付けの件数・金額は、「一般貸付け」と「特別貸付け」の合計。

出典：独立行政法人中小企業基盤整備機構

## 【参考】小規模企業共済貸付制度について（災害時貸付）

- 平成30年7月豪雨に際し、小規模企業共済契約者の支援措置として、特例災害時貸付を措置。（東日本大震災、熊本地震の際にも措置。）
- 平成31年2月末現在の特例災害時貸付の貸付実績は、87件。4億325万円。

	一般貸付	災害時貸付(災害救助法適用発動。)	特例災害時貸付(甚大な被害が発生した災害時に措置)
貸付対象者	1年以上、掛金を納付している共済契約者	1年以上、掛金を納付している災害救助法の適用区域内の共済契約者	
貸付限度額	掛金の範囲内(掛金納付月数により、掛金の7割～9割)		
貸付額(上限)	2,000万円	1,000万円	2,000万円
金利	年利1.5%	年利0.9%	無利子
貸付期間	貸付額100万円以下 1年 貸付額105～300万円 2年 貸付額305～500万円 3年 貸付額505万円以上 5年	貸付額500万円以下 3年 貸付額505万円以上 5年	貸付額500万円以下 4年 貸付額505万円以上 6年
据置期間の設定	なし	なし	据置期間1年
償還方法	貸付期間1年以内:期限一括償還 貸付期間2年以上:6か月毎の元金均等割賦償還	6か月毎の元金均等割賦償還	
担保・保証人	不要	不要	不要

# 【参考】小規模企業共済の資産運用について

・小規模企業共済法第25条に基づき中小機構が策定する「小規模企業共済資産運用の基本方針」において、中長期的な観点から将来にわたり共済契約者に共済金等の支払いを確実に行えるよう「安全かつ効率的な運用」を基本目標に、リターン・リスクの特性が異なる複数の資産に分散投資する資産構成の割合を定める「基本ポートフォリオ」を策定し、これに基づき運用している。

## 基本ポートフォリオと運用資産構成

基本ポートフォリオ  
(平成29年4月改定)

	自家運用(簿価)	委託運用(時価) : 18.4				合計
		国内株式	国内債券(時価)	外国株式	外国債券	
資産配分	81.6	6.4	5.0	3.2	3.8	100.0
委託内資産配分	—	34.8	27.2	17.4	20.6	
許容乖離幅	±2.0	±3.2	±2.5	±3.5	±4.0	
期待収益率	1.65% (H29.4改定時)	標準偏差		1.82% (H29.4改定時)		

(単位: %)

※自家運用の内訳は、国内債券(簿価)、短期資産、融資経理貸付金、生命保険資産。

※委託資産の許容乖離幅は、委託運用を100とした場合の各資産の配分比率からの乖離幅。

平成30年9月末  
資産構成

	国内債券(簿価)	短期資産	融資経理貸付金	生命保険資産	委託運用				合計
					国内株式	国内債券(時価)	外国株式	外国債券	
運用資産額	67,224	2,708	3,390	3,340	6,897	4,759	3,630	3,624	95,572
資産構成比	70.3%	2.8%	3.5%	3.5%	7.2%	5.0%	3.8%	3.8%	100.0%
委託運用内各資産構成比率:					36.5%	25.2%	19.2%	19.2%	
基本Pとの乖離	▲ 1.4%				1.7%	▲ 2.0%	1.8%	▲ 1.4%	

合計金額 : 76,662億円 構成比率 : 80.2%

合計金額 : 18,910億円 構成比率 : 19.8%